

令和4年度 農作業標準労働賃金協定表

令和4年4月～令和5年3月
大山町農業委員会

作 業 名		協定額(税込)	摘 要
田植え	機械植え(10a当たり)	6,600 円	・側条施肥付500円加算 ・その他薬剤散布等は適宜加算
	一般労務(1時間当たり)	850 円	・時間帯により適宜加算 ・葉たばこ、ネギ調理含む
耕耘機・トラクター	荒 起	6,600 円	・10a当たりの料金 ・農地の状況により適宜加算
	こ な し	3,900 円	
	代 か き	5,300 円	
	こなし・代かき同時	7,600 円	
	フ レ ー ル モ ア	6,100 円	
	堆肥散布(1t当たり)	1,500 円	・堆肥料金は別途
	あぜ草刈(1時間当たり)	1,800 円	・刈払機(機械代、燃料代含む)
	あぜ塗り(1m当たり)	70 円	・農地の状況により適宜加算
	薬剤散布(10a当たり)	1,000 円	・ナイアガラ散布(機械代、燃料代含む)
	追 肥(10a当たり)	1,500 円	・機械代、燃料代含む
稲刈	バインダー(10a当たり)	8,100 円	・すみ刈りは委託者で行う
	コンバイン(10a当たり)	17,300 円	・カッター使用の場合は 500 円加算 ・結束機使用の場合は 2,000円加算 ・すみ刈りは委託者で行う ・倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算 2割以上～5割未満の倒伏・・・1割増 5割以上の倒伏・・・・・・・・・・3割増 ・湿田の場合は協議のうえ加算
稲脱穀	ハーベスター(10a当たり)	7,600 円	

賄
い
な
し

※梨については、西部果樹協会(☎0859-37-5814)までお問い合わせください。
※この協定表は全町の標準額です。地区・農地の状況によって異なりますので、
上記を参考に話し合いにより決定してください。

◆問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎0858-58-6115